

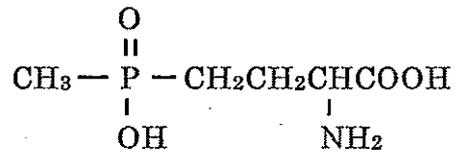


(2) グルホシネート

本薬は除草剤であり、今回、かんきつ、なす、トマト等への適用が申請されている。

ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。

JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量 (ADI) として 0.02mg/kg 体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。